

## 第10回自転車通行空間ネットワーク計画調整会議

日時：令和8年2月13日（金）10：30～12：00

場所：WEB開催（Teams）

（対面の場合：東京都庁第二庁舎7階7A会議室）

### 議事次第

#### I. 開会

#### II. 議題

- (1) 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況について【資料1】
- (2) 自転車通行空間整備状況について【資料2】
- (3) 東京都の自転車活用推進計画について【資料3】
- (4) 中央区自転車ネットワーク整備方針について【資料4】
- (5) 自転車通行空間整備事例の紹介【資料5】
- (6) 自転車シェアリングについて【資料6】
- (7) 自転車安全利用の促進に向けた取組【資料7】
- (8) 国土交通省からの情報提供【資料8】
- (9) 区市町村が抱える課題について【資料9】

#### III. 閉会

#### 【配付資料】

- 資料1 ・東京都内自治体の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況
- 資料2 ・東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況
- 資料3-1 ・東京都自転車活用推進計画について
- 資料3-2 ・東京都自転車活用推進計画 概要版
- 資料4 ・中央区自転車ネットワーク整備方針について
- 資料5-1 ・東京都内直轄国道の自転車通行空間整備事例
- 資料5-2 ・都道における自転車通行空間整備事例
- 資料5-3 ・北区道における自転車通行空間整備事例
- 資料6 ・自転車シェアリングの普及促進に向けて
- 資料7-1 ・自転車ルール普及啓発動画について
- 資料7-2 ・東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」について
- 資料8-1 ・ブルーレーンについて
- 資料8-2 ・自転車通行空間の整備について
- 資料9-1 ・アンケート調査結果の概要
- 資料9-2 ・区市町村アンケートを踏まえた共通課題とその対応に関する情報提供

平成29年1月23日  
令和元年11月11日改正  
令和7年2月12日改正

## 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、自転車通行空間ネットワーク調整会議（以下「本会議」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 自転車利用における安全性や快適性・回遊性の向上とともに、自転車利用者の更なる推進に資するため、計画的な自転車通行空間のネットワーク形成に向けた課題の整理や対応の検討、及び事業調整等を行うなど、自転車通行空間ネットワーク計画の策定及び実現に向けた連携・協力の促進を図る。

(所掌)

第3条 本会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自転車利用・事故の状況等に関すること。
- (2) 政策や動向等に関すること。
- (3) 自転車ネットワーク計画の策定等に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(運営)

第4条 本会議は、別表1に示す会員により構成する。

- 2 本会議は、必要な関係者の参加を求め、意見を聴取することができる。

(調整部会の設置)

第5条 本会議で検討すべき内容に係る調整及び個別課題を検討するため、本会議の下に調整部会を設ける。

- 2 調整部会の構成は、別表2に示すとおりとする。
- 3 調整部会の円滑な運営を図るため、幹事を設ける。
- 4 幹事は、各エリアから1自治体とし、各エリアの代表として調整会議に出する。

なお、幹事以外の自治体であっても、調整会議に出席することができる。

- 5 次期幹事は、自治体番号の若い順とし、輪番制として年度毎に次期幹事へ引き

継ぐ。

（会議）

第6条 本会議は、非公開とする。

なお、本会議における資料および議事要旨については、会議終了後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 本会議及び調整部会の事務局は、東京国道事務所、相武国道事務所及び東京都建設局道路管理部に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会議で協議することとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年11月11日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

別表1 (第4条関係)

(順不同)

所属・役職等		
会員	国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
		関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課長
	東京都	建設局 道路管理部 安全施設課長
	警視庁	交通部 交通規制課 都市交通管理室長
	東京都	都民安全総合対策本部 総合推進部 交通安全担当課長
		都市整備局 都市基盤部 交通プロジェクト担当課長
		環境局 環境改善部 自動車環境課長
		港湾局 臨海開発部 開発整備課長
		港湾局 港湾整備部 計画課長
		建設局 第一建設事務所 補修課長
		建設局 第二建設事務所 補修課長
		建設局 第三建設事務所 補修課長
		建設局 第四建設事務所 補修課長
		建設局 第五建設事務所 補修課長
		建設局 第六建設事務所 補修課長
		建設局 西多摩建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩東部建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩西部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩南部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩北部建設事務所 補修課長
	区部Ⅰ エリア	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課長
		中央区 環境土木部 交通課長
		港区 街づくり支援部 地域交通課長
		新宿区 みどり土木部 交通対策課長
		江東区 土木部 地域交通課長
		品川区 防災まちづくり部 地域交通政策課長
		大田区 都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長
		江戸川区 土木部 計画調整課長
	区部Ⅱ エリア	目黒区 都市整備部 みどり土木政策課長
		世田谷区 土木部 交通安全自転車課長
		渋谷区 土木部 交通政策課長
		中野区 都市基盤部 交通政策課長
		杉並区 都市整備部 交通企画担当課長

別表1 (第4条関係)

(順不同)

所属・役職等		
会員	区部Ⅲ エリア	文京区 土木部 管理課長
		台東区 都市づくり部 交通対策課長
		墨田区 都市整備部 道路・橋りょう課長
		豊島区 都市整備部 土木管理課長
		北区 土木部 交通事業担当課長
		荒川区 防災都市づくり部 基盤整備課長
		板橋区 土木部 土木計画・交通安全課長
		練馬区 土木部 交通安全課長
		足立区 都市建設部 交通対策課長
		葛飾区 都市整備部 交通政策課長
	多摩Ⅰ エリア	立川市 産業まちづくり部 交通企画課長
		武蔵野市 都市整備部 交通企画課長
		三鷹市 防災安全部 安全安心課長
		小金井市 都市整備部 交通対策課長
		小平市 都市開発部 交通対策課長
		東村山市 まちづくり部 交通課長
		国分寺市 建設環境部 交通対策課長
		東大和市 まちづくり部 都市基盤課長
		清瀬市 都市整備部 道路交通課道路交通管理担当課長
		東久留米市 都市建設部 道路計画課長
		武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課長
		西東京市 まちづくり部 交通課長
	多摩Ⅱ エリア	八王子市 都市計画部 交通企画課長
		府中市 生活環境部 地域安全対策課長
		昭島市 都市整備部 交通対策課長
		調布市 都市整備部 交通対策課長
		町田市 道路部 道路政策課長
		日野市 まちづくり部 道路課主幹
		国立市 都市整備部 道路交通課長
		福生市 都市建設部 まちづくり計画課長
		狛江市 都市建設部 道路交通課長
		多摩市 都市整備部 道路交通課長
		稲城市 都市建設部 管理課長
		羽村市 まちづくり部 土木課長
		瑞穂町 都市整備部 建設課長
	多摩Ⅲ エリア	青梅市 都市整備部 土木課長
あきる野市 都市整備部 交通政策課長		
日の出町 建設課長		
檜原村 産業環境課長		
奥多摩町 環境整備課長		

別表2（第5条関係）

（順不同）

所属等	
国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課
	関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課
東京都	建設局 道路管理部 安全施設課
警視庁	交通部 交通規制課
区部Ⅰ エリア	東京都 港湾局 臨海開発部 開発整備課
	東京都 港湾局 港湾整備部 計画課
	東京都 建設局 第一建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
	中央区 環境土木部 交通課
	港区 街づくり支援部 地域交通課
	新宿区 みどり土木部 交通対策課
	江東区 土木部 地域交通課
	品川区 防災まちづくり部 地域交通政策課
	大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課
	江戸川区 土木部 計画調整課
区部Ⅱ エリア	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	目黒区 都市整備部 みどり土木政策課
	世田谷区 土木部 交通安全自転車課
	渋谷区 土木部 交通政策課
	中野区 都市基盤部 交通政策課
	杉並区 都市整備部 管理課
区部Ⅲ エリア	東京都 建設局 第四建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課
	文京区 土木部 管理課
	台東区 都市づくり部 交通対策課
	墨田区 都市整備部 道路・橋りょう課
	豊島区 都市整備部 土木管理課
	北区 土木部 交通事業担当課
	荒川区 防災都市づくり部 基盤整備課
	板橋区 土木部 土木計画・交通安全課
	練馬区 土木部 交通安全課
	足立区 都市建設部 交通対策課
	葛飾区 都市整備部 交通政策課

別表2 (第5条関係)

(順不同)

所属等	
多摩Ⅰ エリア	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所 補修課
	東京都 建設局 北多摩北部建設事務所 補修課
	立川市 産業まちづくり部 交通企画課
	武蔵野市 都市整備部 交通企画課
	三鷹市 防災安全部 安全安心課
	小金井市 都市整備部 交通対策課
	小平市 都市開発部 交通対策課
	東村山市 まちづくり部 交通課
	国分寺市 建設環境部 交通対策課
	東大和市 まちづくり部 都市基盤課
	清瀬市 都市整備部 道路交通課
	東久留米市 都市建設部 道路計画課
	武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課
	西東京市 まちづくり部 交通課
多摩Ⅱ エリア	東京都 建設局 西多摩建設事務所 補修課
	東京都 建設局 南多摩東部建設事務所 補修課
	東京都 建設局 南多摩西部建設事務所 補修課
	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所 補修課
	東京都 建設局 北多摩北部建設事務所 補修課
	八王子市 都市計画部 交通企画課
	府中市 生活環境部 地域安全対策課
	昭島市 都市整備部 交通対策課
	調布市 都市整備部 交通対策課
	町田市 道路部 道路政策課
	日野市 まちづくり部 道路課
	国立市 都市整備部 道路交通課
	福生市 都市建設部 まちづくり計画課
	狛江市 都市建設部 道路交通課
	多摩市 都市整備部 道路交通課
	稲城市 都市建設部 管理課
	羽村市 まちづくり部 土木課
瑞穂町 都市整備部 建設課	
多摩Ⅲ エリア	東京都 建設局 西多摩建設事務所 補修課
	青梅市 都市整備部 土木課
	あきる野市 都市整備部 交通政策課
	日の出町 建設課
	檜原村 産業環境課
奥多摩町 環境整備課	

# 東京都内自治体の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況

【資料1】  
令和8年2月

2025年12月末時点

- 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定済（25自治体）※
- 自転車活用推進計画策定済（1自治体）
- 自転車ネットワーク計画策定済（5自治体）

※NW計画が位置付けられた自活計画を含む

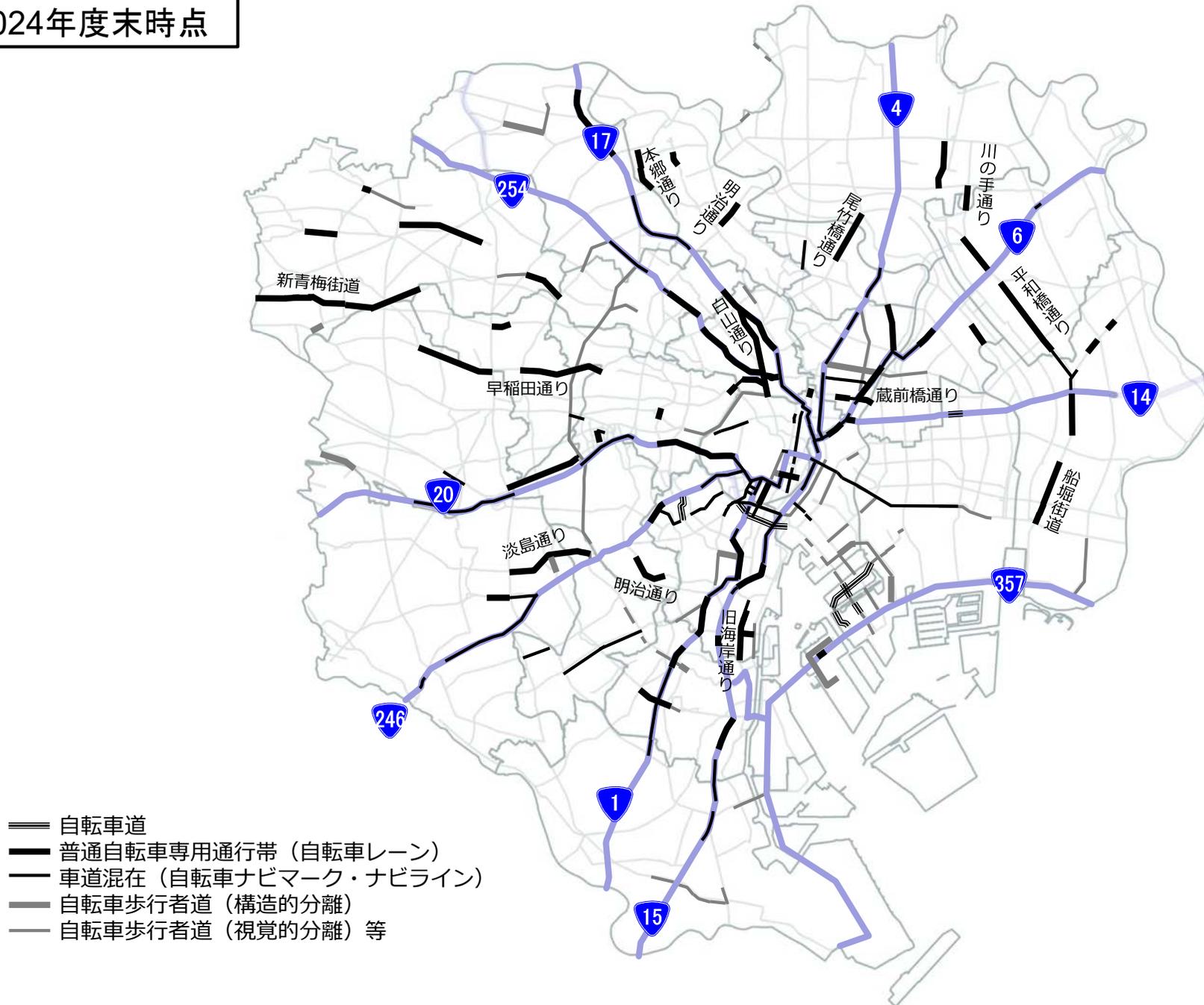


○ 2025年中に三鷹市で自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画を策定

# 東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況(区部)

【資料2】  
令和8年2月

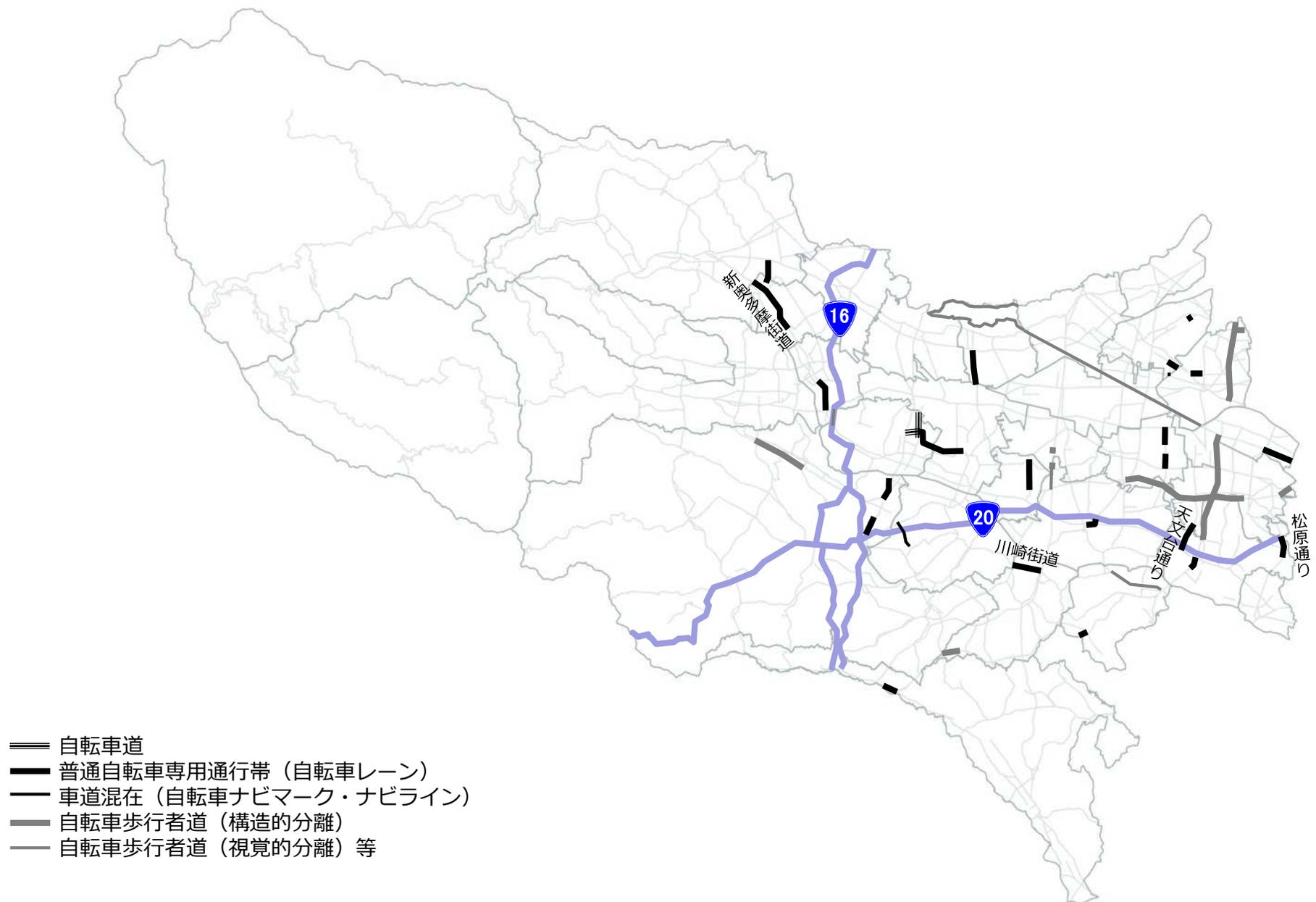
2024年度末時点



# 東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況(多摩部)

【資料2】  
令和8年2月

2024年度末時点



## ○ 東京都自転車活用推進計画

【資料3-1】

- 令和3年5月に「東京都自転車活用推進計画」を改定
  - 目指すべき将来像や近年の自転車に関わる動向を踏まえ、主に**自転車ネットワーク**の形成、自転車**安全対策**の強化、**自転車シェアリングの広域利用**の促進、**新しい日常**への対応の4点の施策について積極的に取組を推進
- ※都の自転車活用推進計画HP→[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu\\_butsuryu/katsuyo\\_suishin.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/katsuyo_suishin.html)

### 2024年度末時点の進捗

東京都自転車活用推進計画における指標・目標値

	施策	指標	現況値 (2021年5月時点)	2024年度末	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間	320km (2020年度)	約399km (2024年度)	約570km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	32km (2020年度)	43km (2024年度)	約45km※ <sup>1</sup> (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	26区市 (2024年度)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	22区19市 (2024年度)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	19,487台 (2020年度)	14,876台 (2024年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	469区域 (2024年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルート の整備	7.5km (2019年度)	11.5km (2024年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	約30閲覧/日 (2021年2月※ <sup>2</sup> )	約74閲覧/日 (2024年度)	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2020年)	25人 (2024年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	10,407件 (2020年)	13,773件 (2024年)	7,000件以下 (2025年)

※<sup>1</sup>2022年10月に約51kmへ改定  
 ※<sup>2</sup>2020年10月から2021年2月までの期間

※ 都の自転車活用推進計画等を参照し、各区市町村におかれましても**地方版自転車活用推進計画の策定**をお願いします

# 東京都自転車活用推進計画 概要版



## 1. 概要

### 1. 計画の位置づけ

- 自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するもので、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。

### 2. 計画の目的

- 東京都は、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするために、集約型の地域構造への再編を進め、車中心から人中心の、居心地が良く歩きたくなる都市づくりを促進していくこととしている。
- 将来の都市づくりにおいて、自転車を環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、重要な交通手段の一つとして、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていく。
- 新型コロナ危機を契機として、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進める視点からも、自転車活用を推進していく。

### 3. 計画の区域

- 東京都全域（区部及び多摩・島しょ）とする。

### 4. 計画の期間

- 自転車活用を推進するに当たり、中長期的な施策の効果発現を目指すとともに、本計画と関連を有する各種計画との整合を図るため、期間は2030年度までとする。



東京都自転車活用推進計画の位置付け

## 2. 目指すべき将来像



### 【環境形成】

- 自転車通行空間をネットワーク化するとともに、通勤や買物、宅配や観光等、様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを確保するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出
- CO<sub>2</sub>排出量の削減や大気環境の改善を図るため、自転車利用が進み、自動車交通への依存度が低減した、誰もが環境に配慮した移動手段を活用できる社会の実現
- 地域特性に応じた公共交通との連携による、誰もが使いやすく自由な移動を可能とする自転車利用環境の創出
- 大規模再開発や無電柱化事業等のまちづくりと連携した自転車通行空間の確保による、自転車利用環境の整備推進・活発な都市活動の実現 等

### 【健康増進】

- 公園の多目的活用が進み、四季折々の東京の魅力を体感しながらサイクリススポーツを楽しめる環境の創出
- 日常生活（通勤等）や余暇において、楽しみながら運動をすることにより心身の健全な発達を図るため、身近な場所におけるサイクリング環境の創出 等

### 【観光振興】

- 歴史的な街並みや文化・芸術施設、水辺空間などが融合した都市を自転車で巡ることにより、東京を訪れた国内外の人々が様々な魅力実感
- 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自転車競技が身近に体感できる機会の創出 等

### 【安全・安心】

- 歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重する交通環境の形成
- 学校、家庭、地域・社会が全体で自転車利用の安全教育を進めることで、誰もが安全・安心して自転車利用できる環境の向上 等



### 3. 積極的に取り組む事項

- 目指すべき将来像や近年の自転車に関わる動向を踏まえ、主に自転車ネットワークの形成、自転車安全対策の強化、自転車シェアリングの広域利用の促進、新しい日常への対応の4点の課題について積極的に取り組みます。

#### 1. 自転車ネットワークの形成

- 利用促進のための通行空間を整備しネットワーク化を図る
  - 区市町村の自転車ネットワーク計画策定の促進
  - 国、都、区市町村が連携し、連続した自転車通行空間の整備の推進
  - 主要駅やビジネス拠点、観光地等で整備を推進
  - 広域的なネットワークの形成に向けた整備推進



普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

#### 2. 自転車安全対策の強化

- 増加傾向にある自転車事故への対策
  - 機会を捉え、様々な年齢、利用形態等の人々を対象に安全教育の場を設置
  - 自転車通勤者・シェアリング利用者等の新たな自転車利用者層への啓発機会の創出
  - 自転車通行環境の整備・促進と合わせた、広報啓発・安全教育・指導取締り等の取組を通じた自転車利用者のルール順守意識の醸成



自転車事故イメージ  
(警視庁交通安全情報)

#### 3. 自転車シェアリングの広域利用促進

- 自転車シェアリングの更なる普及
  - 利用エリアの広域化に向けた事業者間の連携の推進
  - 自転車シェアリングと鉄道、バス等の公共交通との連携強化
  - 中長期的には、MaaSによる複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境構築



自転車シェアリング

#### 4. 新しい日常への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自転車利用環境整備
  - 自転車利用者の増加に伴う、自転車通勤企業の推奨、自転車シェアリングの普及や広域利用の推進、保険加入促進、日常の運動機会創出としてのサイクリングの推進、観光への自転車の活用
  - 就労形態や生活様式の多様化に合わせ、自転車乗入台数が多い鉄道駅周辺やビジネス拠点における自転車通行空間の整備及び駐輪環境の充実、郊外等の居住地近隣の自転車利用環境の充実



自転車通勤

## 4. 実施すべき施策



### 1. 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～

- 自転車通行空間等の計画的な整備推進
- 総合的な駐車施策の推進
- 自転車シェアリングの普及促進
- 地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
- 放置自転車対策の推進
- まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- 多様なニーズに対応した自転車利用環境の整備促進



自転車通行空間等の整備推進

### 2. 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～

- サイクルスポーツ振興の推進
- 健康づくりの推進
- 自転車通勤等の促進



海上公園内サイクリングルートの整備

### 3. 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～

- 国際的なサイクリング大会等の開催
- サイクリング環境の創出
- 観光への自転車の活用



自転車マップホームページ

### 4. 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

- 安全性の高い自転車普及の促進
- 自転車の点検整備の促進
- 自転車の安全利用の促進
- 学校における交通安全教育の推進
- 災害時における自転車の活用



ヘルメット着用啓発リーフレット

## 5. 自転車活用推進重点地区の設定



### 【目的】

- 地区別の課題に対応したさまざまな施策をパッケージ化し、都や区市等の関係主体が連携して、より良い自転車利用環境の早期実現を図る
- 継続的に各地区への展開を推進する

### 【取組方針】

- 通行空間等の整備や、交通事故・放置自転車等の課題解決を図るべく一定の範囲を重点地区として設定
- 地区別に関係主体（国、都、区市町村等）が協働して集中的に取組実施
- 期間は取組開始から概ね10年間（開始後5年程度で中間評価）



自転車活用推進重点地区のイメージ

### 【自転車活用推進重点地区の選定】

- 地区特性に応じ、大きく「業務・商業地」、「住宅地」、「観光地」の3つのケースを想定
- 先行的に取組む「先行推進重点地区」として、「新宿地区」、「吉祥寺・三鷹地区・武蔵境地区」、「晴海・豊洲・有明等地区」を選定
- 先行推進重点地区の具体的な取組メニューを検討していくとともに、重点地区の他地区への展開に向け、検討

## 6. 計画のフォローアップ



- 自転車活用を推進するため、国、区市町村や関係部局等を委員とする協議会を設置し、各年度において、施策の取組状況の把握、目標の指標の達成度の検証を行う。また、検証結果を踏まえて、2025年度の中間見直し、2030年度以降の次期計画の検討を行う。
- また、都の自転車施策をまとめた東京都自転車活用推進計画HPを作成して、広く都民への取り組み状況の共有を行う。

指標・目標値の一覧

	施策	指標	現況値	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間等（都道）	320km (2020年度※1)	約570km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	32km (2020年度※1)	約45km (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	19,487台 (2020年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	約30閲覧/日 (2021年2月※2)	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2020年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	10,407件 (2020年)	7,000件以下 (2025年)

※1 整備見込み

※2 2020年10月から2021年2月までの期間

# 中央区自転車ネットワーク整備方針について

- 1 中央区自転車活用推進計画策定の背景
- 2 自転車を活用したまちのイメージ
- 3 中央区自転車活用推進計画の位置付け
- 4 中央区自転車活用推進計画策定までのスケジュール
- 5 中央区自転車ネットワーク整備方針の概要
- 6 自転車ネットワーク路線の選定
- 7 整備スケジュールの設定
- 8 整備方法の選定
- 9 計画の推進



## 1. 中央区自転車活用推進計画策定の背景

- 中央区では、子育て世代を中心に人口は増加傾向であるほか、大規模な再開発事業が進むことで、増加する交通需要や、臨海部における公共交通不便地域への対応、交通弱者等の移動の支援等、都市交通課題を解決することが求められている。
- 本区における自転車は、このような課題を解決する一翼を担うとともに、通勤や買い物、子どもの送迎等、日常的な利用に有用である。
- 地域特性を考慮し、安全かつ安心・快適に歩行者、自転車、自動車が共存できる環境を構築するために、「中央区自転車活用推進計画」を令和6年3月に策定した。

### ■基本目標

身近な移動手段である自転車を活用し、より豊かな生活を実現  
～地域の特性に合った安心して自転車と共存できるまち～

### ■個別目標

目標1

安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進

目標2

歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出

目標3

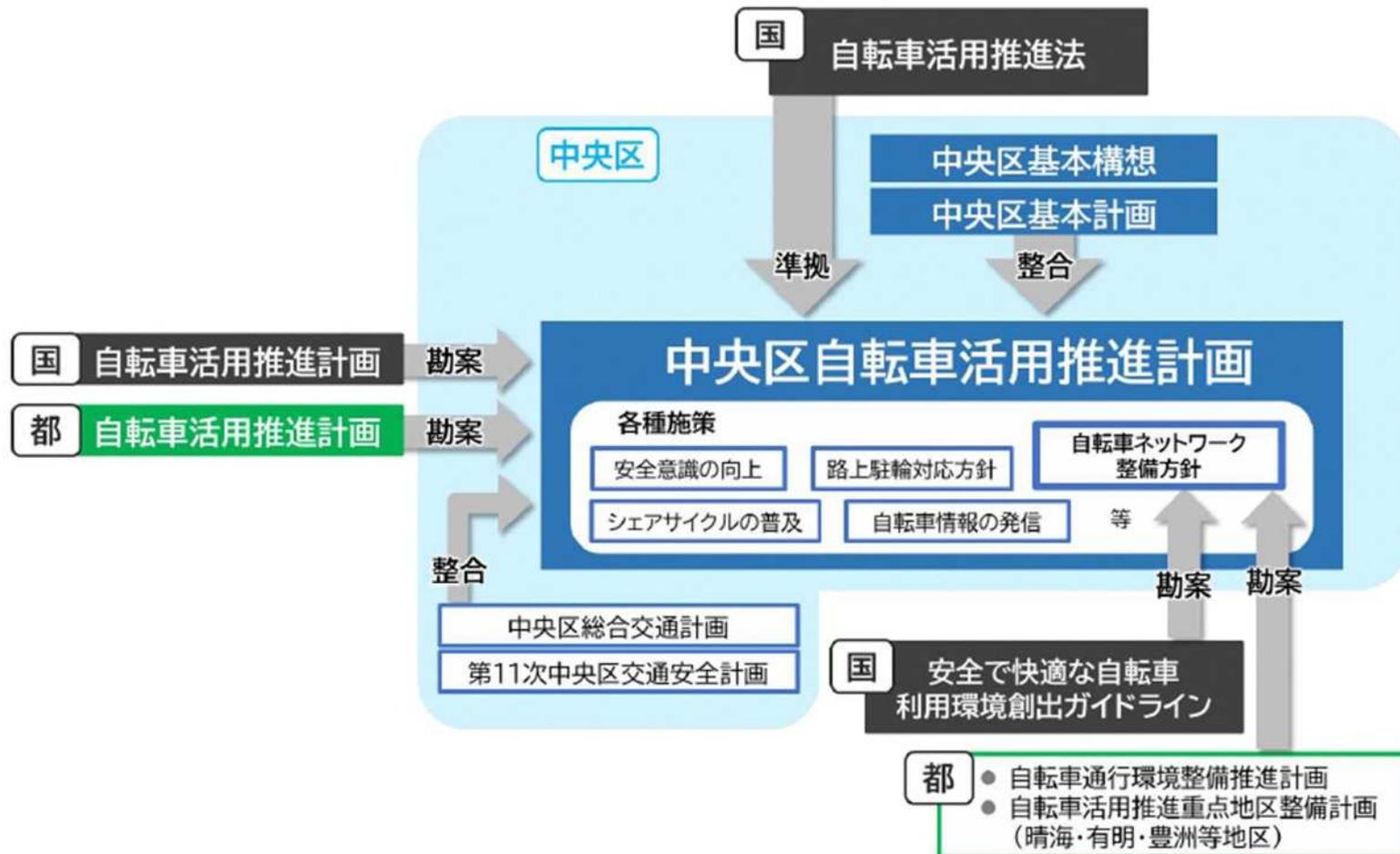
自転車の利用による、交通の利便性向上

## 2. 自転車を活用したまちの将来イメージ



### 3. 中央区自転車活用推進計画の位置付け

- 自転車活用推進計画の施策として、「自転車ネットワーク整備方針」を定めている。



中央区自転車活用推進計画の位置付け

## 4. 中央区自転車活用推進計画策定までのスケジュール

	R5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定委員会		第1回 (5/29)			第2回 (8/29)			第3回 (11/6)			第4回 (2/5)	
パブリックコメント									募集期間 12/12～1/5 提出人数/件数： 12人/57件			
庁内手続き											庁議 議会 報告	策定

## ■R4年度の検討調査の内容

- ・概況と課題の整理
- ・自転車利用実態アンケート調査  
(郵送2000部、駐輪場での配布400部)
- ・自転車活用推進計画の素案検討、  
自転車ネットワーク路線の選定検討

※委員会の構成員は、学識経験者、道路管理者、住民の代表、自転車関連事業者、交通事業者、中央区で構成。

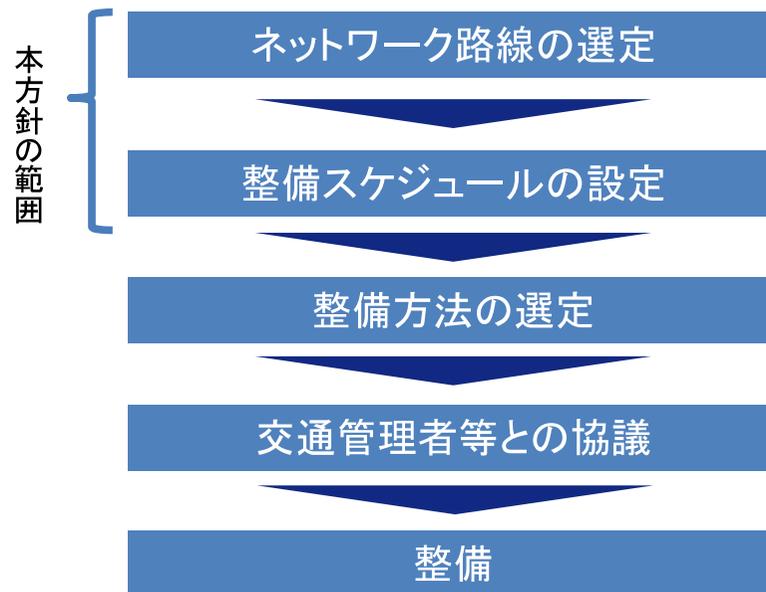
## ■中央区自転車活用推進計画策定委員会での審議内容

回数	審議内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画策定の背景</li> <li>● 自転車に関する区の現状と課題、計画の方向性</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な取組</li> <li>● 自転車ネットワーク整備方針</li> <li>● 路上駐輪対応方針</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央区自転車活用推進計画(素案)</li> </ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメント結果の報告</li> <li>● 中央区自転車活用推進計画(案)</li> </ul>

## 5. 中央区自転車ネットワーク整備方針の概要

- 国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月）」を勘案しながら、区の道路構造等の実情に合わせて、自転車通行空間の整備を推進していくために「中央区自転車ネットワーク整備方針」を策定する。
- 中央区自転車ネットワーク整備方針では、交通状況等を踏まえて、自転車ネットワーク路線を選定し、整備スケジュールを設定するとともに、各路線の整備方法を選定するにあたっての基本的な考え方を示す。
- 本方針は区道のみを対象とし、国道及び都道については、各道路管理者の計画を基に整備が行なわれるが、連続したネットワークの形成が図れるように連携していく。

### ■ 自転車ネットワーク路線の整備の流れ



## 6. 自転車ネットワーク路線の選定

- 自転車の主要動線となり得る連続した道路を「自転車ネットワーク路線」として選定する。

### 「候補路線抽出の考え方」を基に 自転車ネットワーク候補路線を抽出

自転車の主要動線とする路線を抽出するため、以下の基準を設定します。

#### 候補路線抽出の考え方【抽出基準】

- |       |  |
|-------|--|
| 抽出基準1 | 往復2車線以上の道路   |
| 抽出基準2 | 2車線以上の一方通行の道路  |
| 抽出基準3 | 【基準1、2】を補完し、ネットワークを形成する道路、隣接する他区の自転車ネットワーク路線と連続できる道路 |

### 自転車ネットワーク路線としない道路を除外

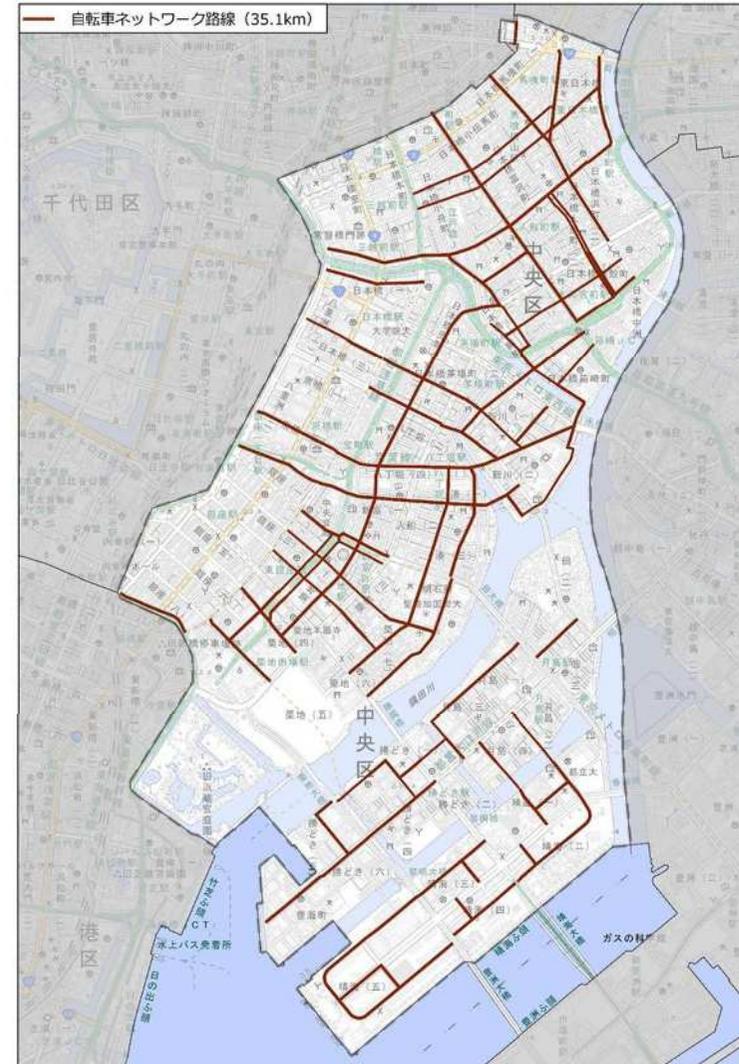
候補路線抽出の考え方を基に選定された道路から、「自転車ネットワーク路線としない道路」の要件に該当する道路は除外します。

#### 自転車ネットワーク除外路線の考え方【要件】

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 除外要件1 | 歩行者中心の道路・エリア            |
| 除外要件2 | 通過を目的とする自転車を誘導すべきでない道路※ |

※行き止まり道路や生活道路等で、通過を目的とする自転車を誘導すべきでない道路を選定。

### 自転車ネットワーク路線の確定



自転車ネットワーク路線の選定手順

選定した自転車ネットワーク路線

## 7. 整備スケジュールの設定

- 計画的に整備を進めるため、路線ごとにⅠ期(2024～2028年度)、Ⅱ期(2029～2033年度)、Ⅲ期(2034年度以降)の整備スケジュールを設定。
- 早期にネットワーク効果が発現できる区間や、道路改修工事等の他事業と合わせて、整備可能な区間を優先的に整備するとともに、再開発事業等の機会を捉えて中長期的に整備を行っていく。

### 整備スケジュールの設定方法

#### ■ Ⅰ期の路線の選定

- (1) Ⅰ期の期間に予定している道路改修工事や、電線共同溝等の他事業と合わせて整備が可能な区間
- (2) 既に、車道上に自転車ナビマーク・ナビラインが整備されている区間と連続し、ネットワーク化が図れる区間

#### ■ Ⅱ期の路線の選定

- (1) Ⅱ期の期間に予定している道路改修工事や、電線共同溝等の他事業と合わせて整備が可能な区間
- (2) Ⅰ期の整備路線外で、現状の車道幅員内で、整備が可能な区間

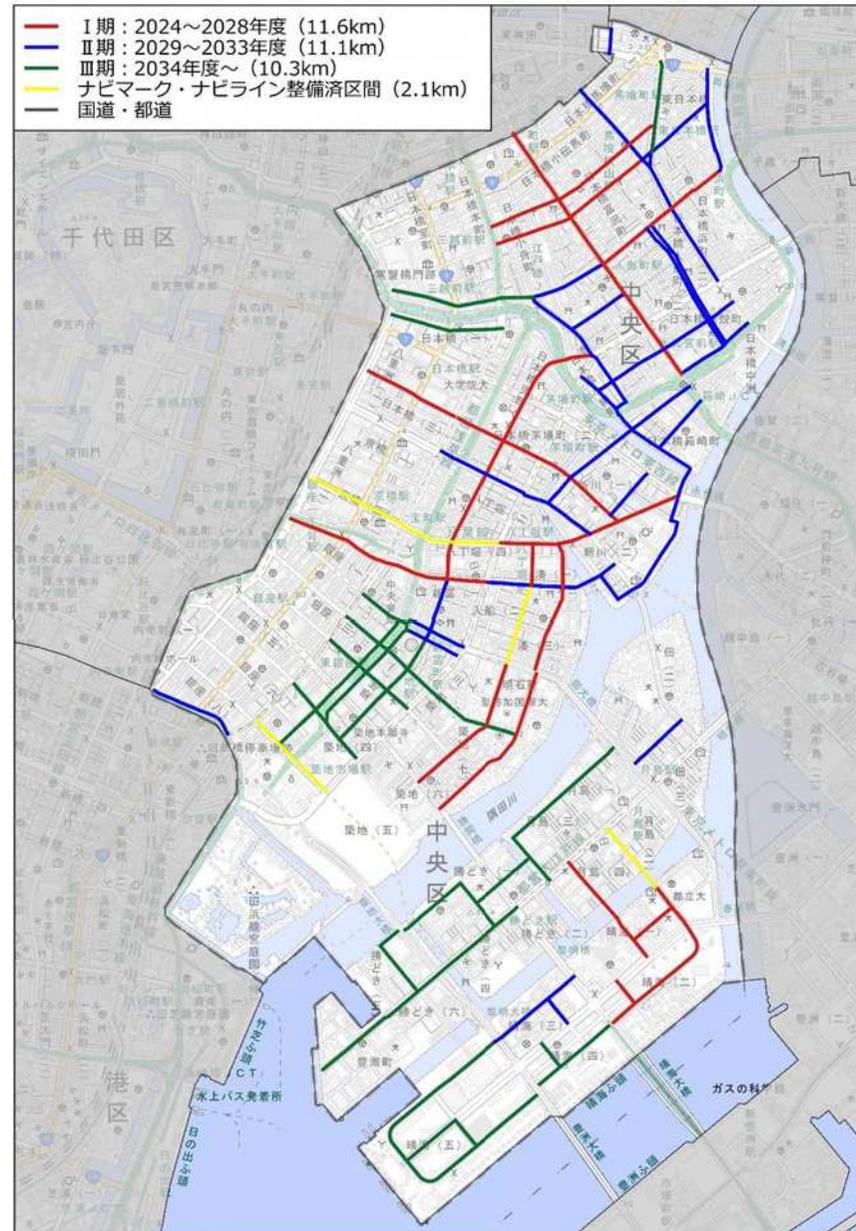
#### ■ Ⅲ期の路線の選定

- (1) Ⅲ期の期間に予定している道路改修工事、電線共同溝、再開発事業等の他事業と合わせて整備が可能な区間  
(今後の検討も含む)
- (2) 歩道上に自転車通行空間が整備されている区間

## 7. 整備スケジュールの設定

### ■ 整備スケジュール

区分	延長(km)
I期(2024~2028年度)の区間	11.6km
II期(2029~2033年度)の区間	11.1km
III期(2034年度~)の区間	10.3km
ナビマーク・ナビライン整備済の区間 (2023末時点)	2.1km
計	39.7km

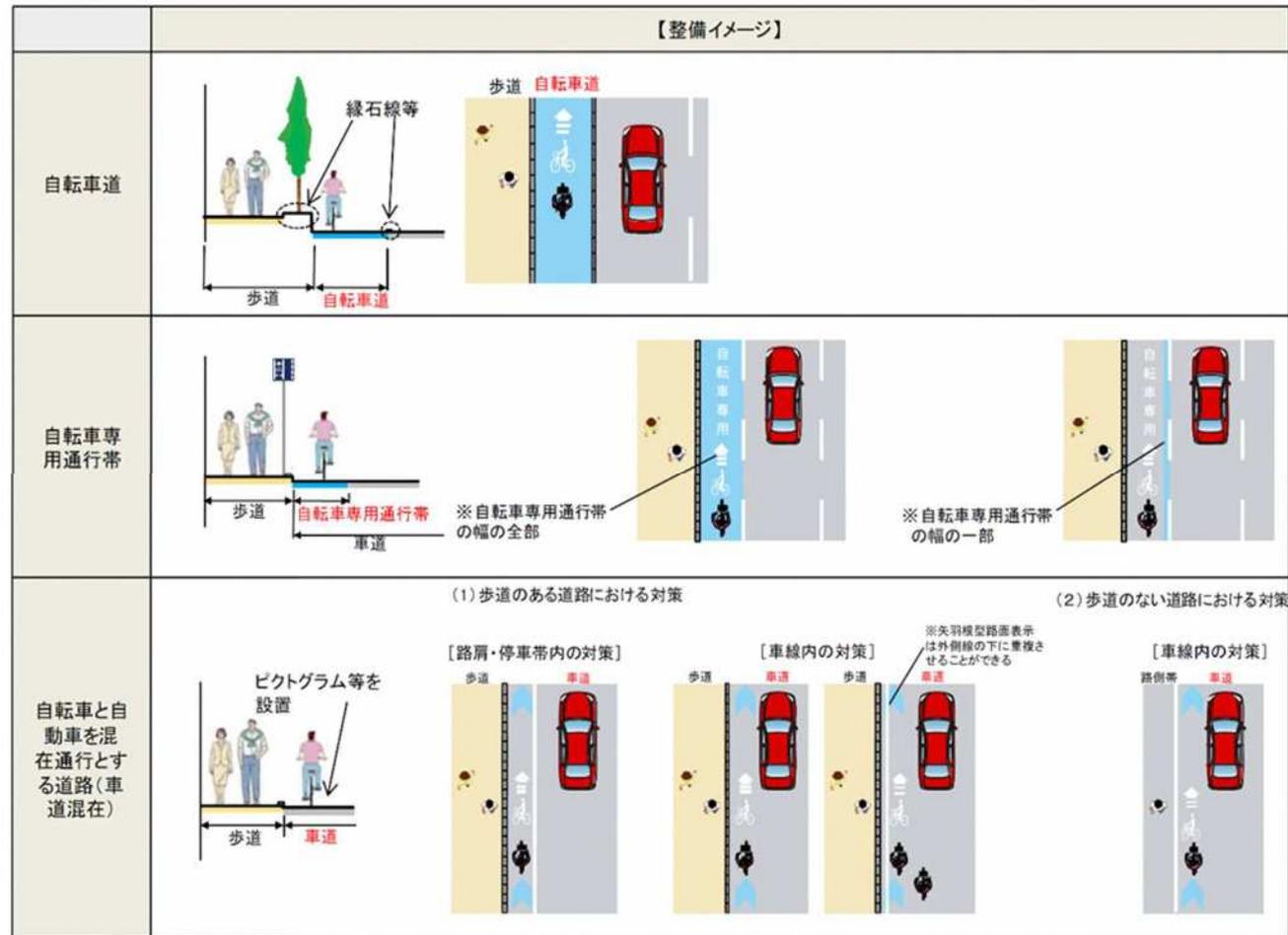


整備スケジュールの設定結果

## 8. 整備方法の選定

### (1) 基本的な整備方法の種類

- 自転車ネットワーク路線に選定した路線の整備方法は、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)」に基づき、車道上を基本とし、今後、交通管理者等との協議により決定していく。



ガイドラインに示された整備方法

## 8. 整備方法の選定

### (2) 整備までの方向性

#### 方向性 その1

#### 早期ネットワーク化を図るため車道混在での整備

##### 区の道路の特性

- 比較的幅員の狭い区間が多い。
- 荷捌き用駐車スペースや、バス停が多く設置。

- ✓ ガイドラインでは、理想的な整備方法を自動車交通量や自動車の実勢速度に基づいて示しています。しかし、限られた道路空間で自転車道や、自転車専用通行帯を整備するには、幅員構成や車線数の見直し等、大規模な道路改良工事等が必要となり、整備までに長期間を要します。そこで、早期のネットワーク化を図るために、既存の整備事例をもとに、柔軟な整備が可能な車道混在を基本にしながら、安全性に留意して進めていきます。

※車道混在による整備方法は、ナビマークとナビラインをセットで整備するものとする。

## 8. 整備方法の選定

### (2) 整備までの方向性

#### 方向性 その2

#### 歩道内の自転車通行空間の運用

##### 区の道路の特性

歩道内に既に整備・計画が進んでいる自転車通行空間(視覚分離)が多く存在。

- ✓ 今後の自転車通行空間は原則として、車道上での整備を進めていきます。
- ✓ 既設の歩道内の自転車通行空間については、歩行者と自転車の通行空間が視覚的・構造的に明確に分離されている場合は、歩道内での自転車通行空間として運用していきます。
- ✓ 歩道内の自転車通行空間を走行する自転車に対し、安全啓発として、自転車は車道側を徐行するルール等の理解促進を図っていきます。

## 8. 整備方法の選定

### (2) 整備までの方向性

#### 方向性 その3

#### 自転車ネットワーク路線以外の道路の安全対策

- ✓ 自転車ネットワーク路線に選定されていない路線についても、自転車の車道通行を原則とした安全ルールの理解の促進を図り、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できるよう、安全対策を講じていきます。
- ✓ 事故が多発している区間等、整備の必要性が高い路線については、地域の実情に応じて、自転車ネットワーク路線と同様の考え方で自転車通行空間の整備を実施していきます。

## 8. 整備方法の選定

### (2) 整備までの方向性

#### 方向性 その4

#### 自転車通行空間の整備方法の検討

- ✓ 「方向性その1」による車道混在整備を進めると同時に、路上パーキング・バス停等のある路線は、区の道路の特性を鑑みた、自転車通行空間の整備方法を検討していきます。

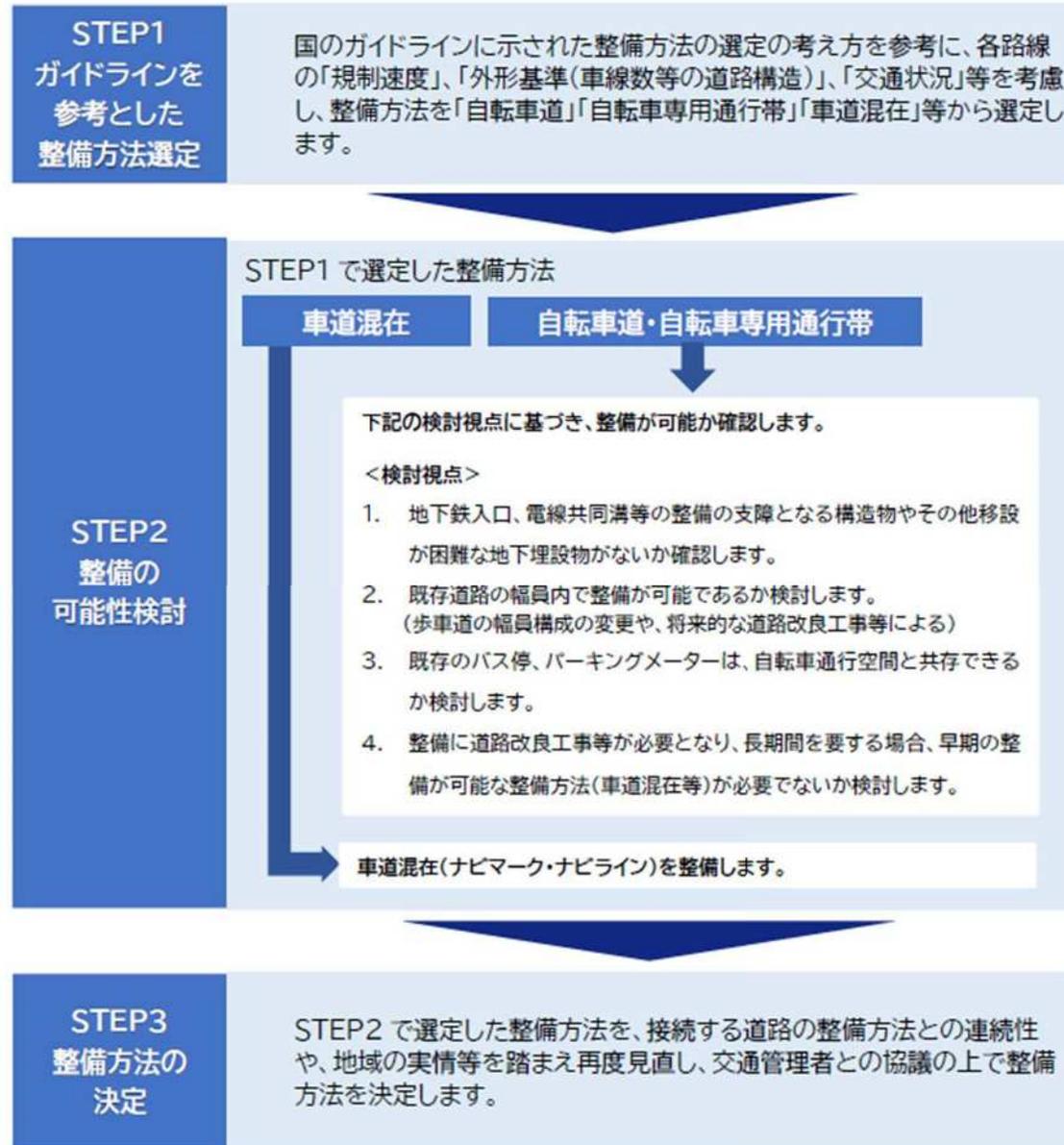
なお、検討にあたっては、一部区間における試験的な整備による検証を行い、本区に適した整備方法の確立を目指します。

#### 今後、検討すべき自転車通行空間の一例

- 路上パーキング・バス停等を考慮した自転車通行空間の整備方法。
- 自動車の一方通行規制の道路における逆方向側を通行する自転車通行空間の整備方法。
- 自動車による左折巻き込み事故防止のため、交差点流入部における自転車の通行方法。

## 8. 整備方法の選定

### 【参考】基本的な整備方法の選定イメージ



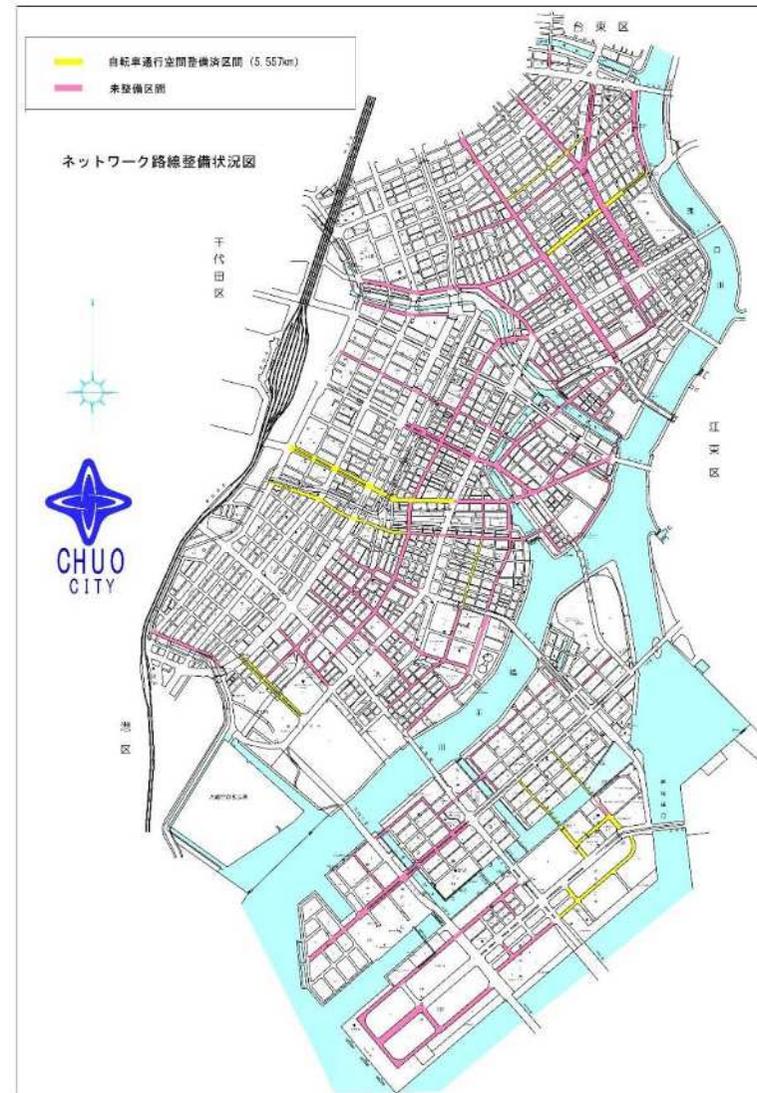
## 9. 計画の推進

- 自転車活用推進計画期間中(10年間)にあっても、施策の進捗状況や効果、社会情勢の変化等に応じて、各施策や自転車ネットワーク整備方針の見直しを含め、継続的な改善を図る。

### ■自転車ネットワーク路線の自転車通行空間整備状況(2024年度末時点)

2024年度末	目標 (2033年度)
5.6km	24.8km

- 区道の自転車ネットワーク路線の整備状況を示しており、国道・都道は含まない。
- 歩道上に整備されている路線については、未整備として扱う。
- 車道混在による整備方法は、ナビマークとナビラインをセットで整備するものとする。



自転車ネットワーク整備状況

# 1. 自転車通行空間整備の概要

## (1) 整備区間

○国道1号 白金一丁目～(仮称)高輪台駅前 (約1.3km)

## (2) 検討経緯

### 【課題】

- 第一車線及び路肩が狭く、**現状の道路幅員では自転車通行空間の整備が困難**
- **路上駐停車車両が多く、第一車線が閉塞**されており、歩道及び第二車線側への**回避が危険** (歩行者・自動車との接触)

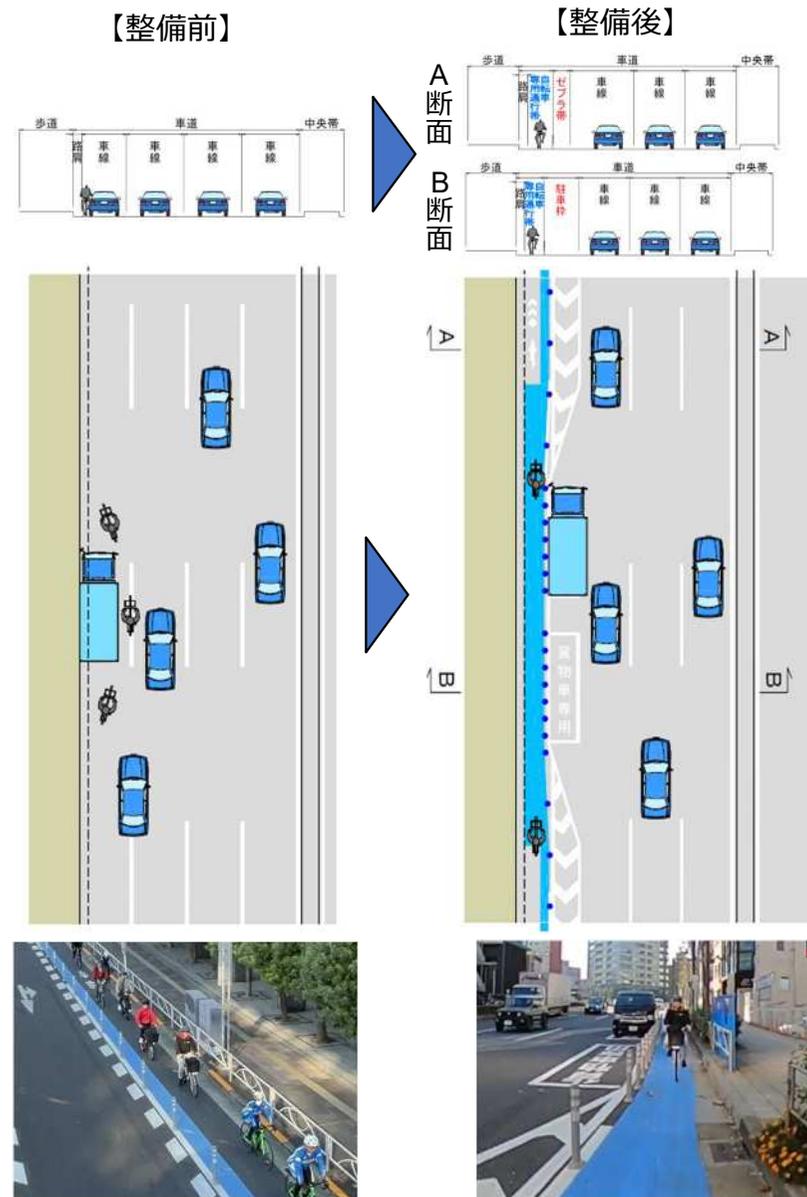
### 【整備方針】

- 閉塞されている**第一車線を自転車専用通行帯と駐車貨物車専用駐車枠**に整備  
※自転車専用通行帯の右側に駐車スペースの確保(直轄国道では初の取組)
- 自転車専用通行帯との**境界にラバーポール**を立て、駐停車車両を抑制

## (3) 位置図



## (4) 整備イメージ

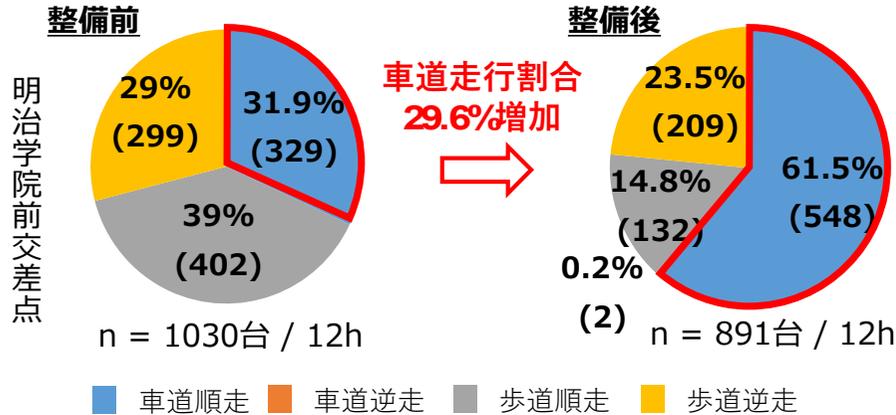


# 2.整備済み区間の整備効果

## (1) 走行位置の変化<自転車>

\*ビデオ調査結果

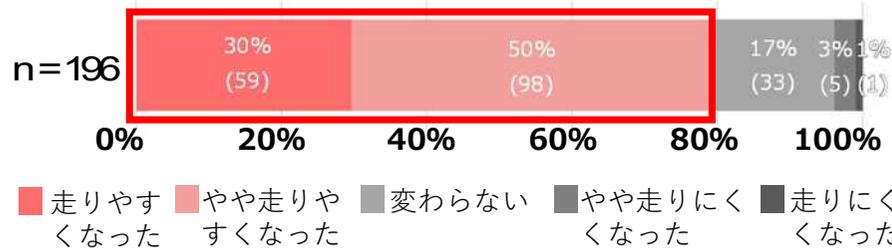
・整備区間全体で車道走行割合が増加



## (2) 走りやすさの変化<自転車>

\*webアンケート

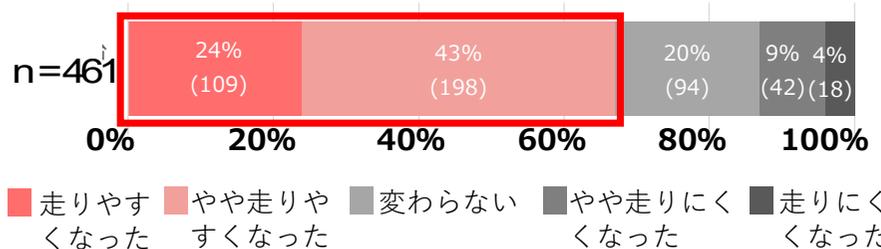
・自転車利用者の約8割が走りやすくなったと回答



## (3) 走りやすさの変化<自動車>

\*webアンケート

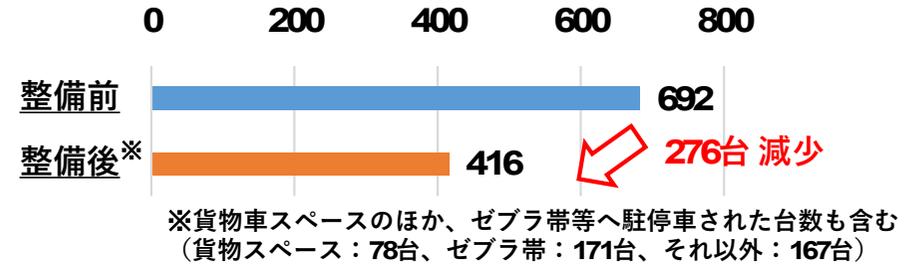
・自動車ドライバーも約7割が走りやすくなったと回答



## (4) 駐停車車両の変化<自動車>

\*実態調査結果

・区間全体で駐停車台数が減少



## (5) 歩きやすさの変化<歩行者>

\*ヒアリング調査結果

### 小学校(1施設)

・保護者から、「自転車通行空間と歩道が分けられたことで歩きやすくなった」という意見あり

### 保育園(3施設)

・保育園のお散歩時に整備後の安心感向上に関する意見あり

## (6) 供用後の事故

\*警視庁事故データ分析結果

・路上作業中に自転車と人が接触する事故が発生  
—今後注視していく。

No.	整備	1当	2当	事故類型	衝突地点	法令違反(1当)	法令違反(2当)
1	前	自転車	なし	車両単独-転倒	第一通行帯	安全運転義務違反-ハンドル操作不適	-
2	前	貨物車	自転車	車両相互-追突進行中	第二通行帯以上	安全運転義務違反-安全不確認前方、左右	割込等
3	後	自転車	歩行者	人対車両-路上作業中	自転車専用通行帯	安全運転義務違反-前方不注意	飛出し外的

整備前(R4.12~R5.11)  
整備後(R6.12~R7.9)

# 都道における自転車通行空間整備事例

【既設の道路空間を再編して通行空間を整備】

【資料5-2】

令和8年2月  
東京都建設局

## 特例都道南田中町旭町線（第443号線）

整備形態：普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

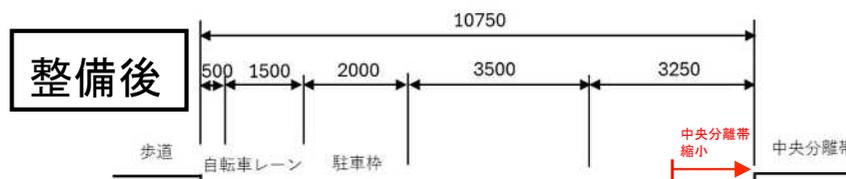
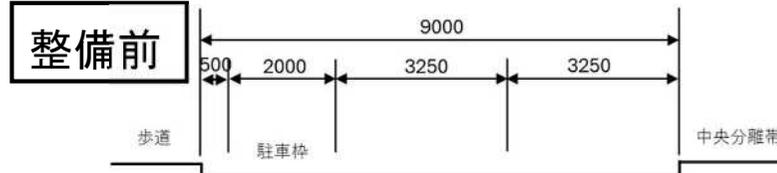
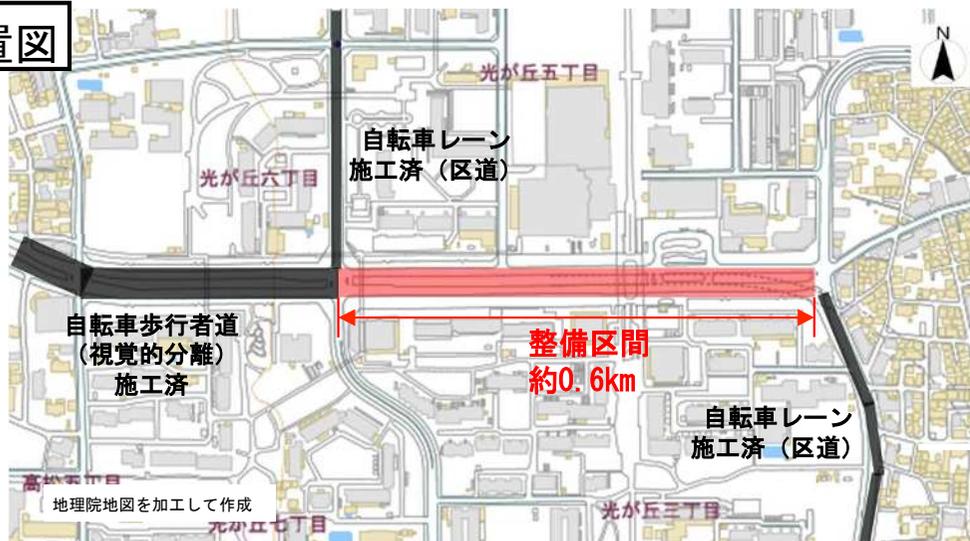
整備時期：令和5～7年度

整備区間：練馬区光が丘6～田柄5

### <概要>

- 当該区間は都営大江戸線光が丘駅に面しており、通勤・通学等による自転車の交通量は1,795台/12hと多い。
- 該当区間には、パーキングメーターが整備されており、駐停車需要も高い。（当整備でパーキングチケットに改修）
- 自動車交通量も12,548台/日と多いことから、車線数は変更せず中央分離帯の幅を1.75m縮小し、普通自転車専用通行帯を新設。
- 自動車と自転車の交錯や、隣接する自転車歩行者道とのシフトを考慮し、左側端に普通自転車専用通行帯を整備。その右側（車道側）に駐車枠を設置。

### 位置図



# 北区道の自転車通行空間整備事例

【資料5-3】

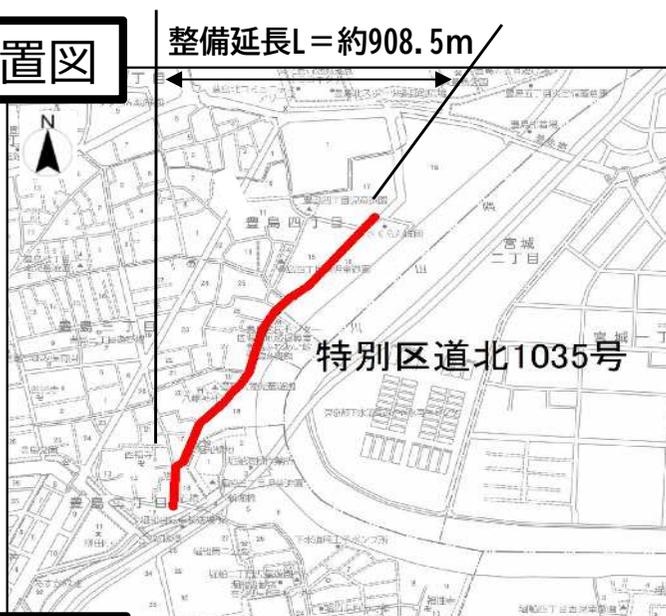
令和8年2月  
北区

## 特別区道北1035号

整備形態：車道混在

○住宅街の歩道のない狭あい道路だが、抜け道となっていることや、大型車の交通量も多く、区民アンケートにより自転車利用者と歩行者がともに「危険と感じた路線」であり、路側帯内の歩行者及び車線内走行の自転車利用者の安全確保のため、矢羽根の標準幅である0.75mより狭い幅0.6mで自転車ナビラインを設置した。

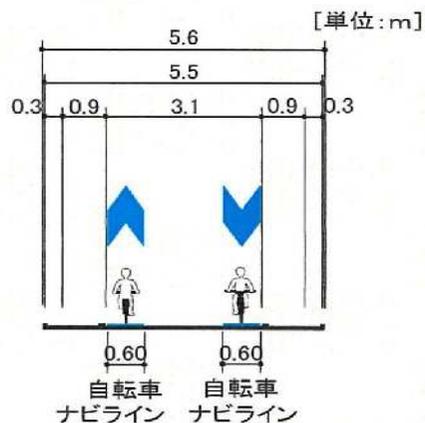
### 位置図



整備延長L=約908.5m

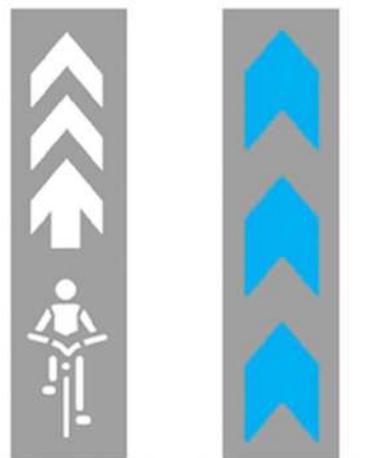
特別区道北1035号

### 断面図



### 狭あい道路の自転車通行空間整備

- 自転車と自動車が同一の通行空間を共用する狭あい道路のため、車線幅員を考慮して自転車と自動車の交錯を避けるため矢羽根幅を0.6mで整備。
- 整備に合わせ、路側帯（白線）を再設置し、車道と歩行者通行空間を視覚的に明確化することで安全性を向上。
- 自転車と自動車の適正利用を促進するため、所轄警察署と連名の案内・注意喚起看板等の設置による周知・啓発。



自転車ナビマーク 自転車ナビライン



# 自転車シェアリングの普及促進に向けて

## 1 自転車シェアリングの普及状況と都の取組

- 自転車シェアリング事業は、自動車利用の減少による環境負荷の低減、放置自転車対策、公共交通の補完、回遊性向上による地域の活性化といった目的から、多くの区市で実施されています。
- 都では、広域利用の促進等に向けて、初期導入における財政的支援やポート用地としての公有地の提供等を通じて、区市の取組を支援しています。
- 令和3年5月に改訂した「東京都自転車活用推進計画」においては、CO2削減等の観点から、積極的に推進する事項の一つとして位置付けています。

## 2 サイクルポートの設置促進に向けて

- 都内では、民有地のほか、公園や庁舎等の公有地にも多くのサイクルポートが設置されており、道路においても、サイクルポートが設置されるケースが増えています。一方で、利用者は利用エリアの拡大やポートの増加を要望しており、自転車シェアリングの普及促進を図るためには、サイクルポートの更なる増設が必要です。
- 各道路管理者におかれましては、サイクルポートの設置促進に向けた御理解・御協力をお願いいたします。

※ 道路上へのポート設置には交通管理者への申請も必要となります。

### (参考) 道路上へのサイクルポート設置状況

- ① 国道 8箇所程度
- ② 都道 15箇所程度
- ③ 区市道 50箇所以上



お台場海浜公園駅

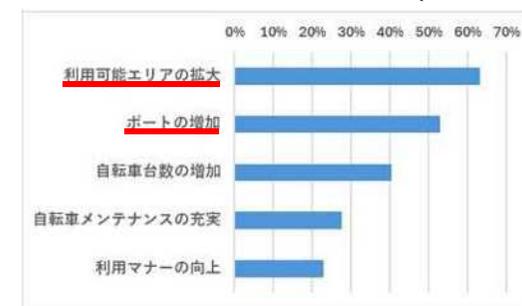


豊洲IHIビル前

### 【自転車シェアリングポート設置状況】



### 【シェアサイクルに関する改善要望事項】(上位5位)



(利用者アンケート調査結果 令和5年12月 東京都環境局)



## 自転車ルール普及啓発動画について

- ✓ 本年4月の制度施行が近づいてきた交通反則通告制度（青切符制度）
- ✓ 交通安全への関心が高まるこの機会に、ついやってしまいがちな自転車の違反行為を**分かりやすくまとめた4本の動画を作成**
- ✓ **若い世代**をメインターゲットとしつつ、SNS広告などを中心に幅広く周知・広報を図り、自転車安全利用に対する機運を醸成

ぜひご活用ください！

✂ 日常的に見受けられる**4種類**の違反をピックアップ

✂ すべて**15秒版**で作成

📺 ながらスマホ運転



📺 車道の右側通行



📺 歩道の危険走行



📺 イヤホン使用運転



### 動画の活用例

- 📺 春・秋の交通安全週間をはじめとした**交通安全イベント**や住民・企業向けの**交通安全教室**での放映
- 📺 **自治体交通機関内**（コミュニティバス等）での放映
- 📺 **ホームページ**への掲載、各種**リーフレット**へのバナーやQRの掲載

### リンクなど



- 📺 バナー・二次元コードクリックで動画につながります
- 📺 動画データやバナー、サムネイルが必要な場合、下記担当までご連絡ください！

# 自転車の安全を学べるアプリ配信中！

ダウンロードサイト



みまもりいぬ

1

POINT 1

## アプリで学習

みまもりいぬとチャーリーの会話劇による学習コンテンツ。楽しみながら、自転車の交通ルール・マナーを学べます。



3

POINT 3

## 試験で合格証ゲット！

試験に合格すると、本アプリ特製の合格証を発行します。合格証をゲットすると素敵な特典があります。[詳細は都のHPで紹介しています。]



スマホで手軽に自転車のルール・マナーを学べる無料アプリ

[編集発行]  
東京都  
[お問い合わせ]  
TEL.03-5388-3123

東京都自転車安全学習アプリ

りん  
輪トレ

令和5年2月 リリース



HPはこちら



チャーリー

令和7年3月発行 リサイクル適性(A) 石油系インキを含まないインキを使用しています。この印刷物は、印刷済みの紙をリサイクルできます。

## ブルーレーンについて

調査日：令和7年10月6日～10月22日まで

調査対象：東京都及び東京都内の全市区町村

調査結果：過去これまでにブルーレーンを整備した自治体は、昨年度から千代田区、中央区、江東区、荒川区、板橋区、西東京市で10箇所追加整備されている（詳細は次ページ以降参照）

ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況	
■実施箇所	特別区道千第141・146号（国会通り） 千代田区霞が関1丁目2番先～内幸町1丁目1番先
■実施状況	令和元年度 普通自転車専用通行帯（自転車レーン）1.4km
■実施写真	<p>&lt; 整備後 &gt;</p> 
■特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車活用推進計画（自転車NW）に位置づけられている予定（令和7年度中策定予定）</li> </ul>
■資料	—
■回答者	千代田区環境まちづくり部道路公園課

## ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況

■実施箇所 中央区晴海一丁目 3 番先～晴海一丁目 4 番先(中月第803号線)

■実施状況 整備延長：71m（R6年度施工）

### ■実施写真

< 整備前 >

< 整備後 >



### ■特記事項

- ・ 自転車活用推進計画の自転車NW路線に位置づけられている。
- ・ R7年度に同路線を追加整備予定

### ■資料

—

### ■回答者

中央区環境土木部道路課まちなみ整備係

## ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況

■実施箇所 特別区道江170号、江125号  
江東区豊洲一丁目2番～越中島三丁目5番地先

■実施状況 570m、令和6年度

### ■実施写真

< 整備前 >



< 整備後 >



### ■特記事項

- ・【江東区自転車利用環境推進方針（自転車活用推進計画及び自転車NW計画として位置付けている）】で位置付けている路線
- ・ブルーライン W=300mm

### ■資料

—

### ■回答者

江東区地域交通課交通係

ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況	
■実施箇所	特別区道荒104号線（千住間道）
■実施状況	整備延長：700m、施工年度：令和6年度
■実施写真	<p>（対策紹介写真を貼付け）</p> <p>ブルーレーン（青帯状の路面表示）の事例：荒川区南千住地先</p> <p>&lt;整備後&gt;</p> 
■特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車NW整備計画に位置づけられている路線です</li> </ul>
■資料	—
■回答者	荒川区防災都市づくり部基盤整備課管理計画係

ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況	
■実施箇所	（路線・箇所名、所在地等）板橋特別区道第2692・2693号、前野町四丁目40番～前野町四丁目59番
■実施状況	（整備延長、施工年度）0.70km、平成25年度～平成26年度
■実施写真	<p>（対策紹介写真を貼付け）</p> <p>ブルーレーン（青帯状の路面表示）の事例：板橋区前野町四丁目地先</p> <p>&lt; 整備前 &gt; <span style="margin-left: 200px;">&lt; 整備後 &gt;</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
■特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車NW計画（板橋区自転車活用推進計画）に位置づけられている路線</li> </ul>
■資料	—
■回答者	板橋区土木部土木計画・交通安全課土木計画係

ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況	
■実施箇所	（路線・箇所名、所在地等）板橋特別区道第2451号、板橋区高島平四丁目6番～板橋区高島平三丁目14番
■実施状況	（整備延長、施工年度）0.54km、令和2年度～令和4年度
■実施写真	<p>（対策紹介写真を貼付け）</p> <p>ブルーレーン（青帯状の路面表示）の事例：板橋区高島平四丁目6番地先</p> <p>&lt; 整備前 &gt;</p>  <p>&lt; 整備後 &gt;</p> 
■特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車NW計画（板橋区自転車活用推進計画）に位置づけられている路線</li> </ul>
■資料	—
■回答者	板橋区土木部土木計画・交通安全課土木計画係

## ブルーレーン（青帯状の路面表示）の整備状況

<b>■実施箇所</b>	市道120号線、西東京市田無町三丁目及び五丁目地先
<b>■実施状況</b>	整備延長：242.8m（整備された対象路線の延長） 施工年度：令和3年度（当初施工時期不明、舗装打ち換えに合わせて再施工）
<b>■実施写真</b> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>③</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
<b>■特記事項</b>	
<b>■資料</b>	—
<b>■回答者</b>	西東京市都市基盤部道路課

都道府県	都道府県及び市区町村名	条例名	自転車通行帯の整備	事例
東京都	千代田区	千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する	○	
	中央区	中央区道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	港区	港区特別区道の構造の技術的基準等に関する条例	○	
	新宿区	新宿区道路の構造の技術的基準等を定める条例	○	
	文京区	文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	台東区	東京都台東区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例		
	品川区	品川区道路の構造の技術的基準に関する条例		
	目黒区	目黒区が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例	○	
	大田区	大田区特別区道の構造等に関する条例	○	
	世田谷区	世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例	○	
	渋谷区	渋谷区が管理する道路における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	中野区	中野区区道の構造の技術的基準に関する条例	○	
	杉並区	杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例	○	
	豊島区	豊島区が管理する特別区道の構造の技術的基準等を定める条例	○	
	北区	東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例	○	
	荒川区	荒川区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	事例①
	板橋区	東京都板橋区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例	○	事例②
	練馬区	練馬区が管理する特別区道の構造の技術的基準に関する条例	○	
	墨田区	墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例	○	
	江東区	江東区道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	○	
	足立区	足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例	○	
	葛飾区	葛飾区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	江戸川区	江戸川区が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例	○	
	八王子市	八王子市道路構造の技術的基準に関する条例		
	青梅市	青梅市道路の構造の技術的基準等を定める条例		
	町田市	町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	日野市	日野市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例	○	
	福生市	福生市市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	多摩市	多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	稲城市	稲城市の市道における道路構造の技術的基準に関する条例		
	あきる野市	あきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例		
	羽村市	羽村市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	立川市	立川市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	昭島市	昭島市市道における道路構造の技術的基準に関する条例		
	国分寺市	国分寺市市道の構造の技術的基準に関する条例		
	国立市	国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例	○	
	東大和市	東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例	○	
	武蔵村山市	武蔵村山市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例		
	武蔵野市	武蔵野市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改		
	三鷹市	三鷹市道における道路構造及び道路標識等に関する条例		
	府中市	府中市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例	○	
	調布市	調布市道の構造の技術的基準に関する条例	○	
	小金井市	小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例	○	
	狛江市	狛江市道路構造基準条例		
	小平市	小平市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例		
	東村山市	東村山市道路の構造の技術的基準を定める条例	○	
	西東京市	西東京市市道の構造の技術的基準を定める条例	○	
清瀬市	清瀬市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例			
東久留米市	東久留米市道路の構造の技術的基準に関する条例	○		
瑞穂町	瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例			
日の出町	日の出町町道における道路構造の技術的基準に関する条例			
奥多摩町	奥多摩町町道における道路構造の技術的基準に関する条例			
檜原村	檜原村村道における道路構造の技術的基準に関する条例			
大島町	大島町道路等整備基準条例			
八丈町	八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例			
利島村	村道における道路構造の技術的基準に関する条例			
新島村	新島村道路構造条例			
神津島村	神津島村道路構造条例			
三宅村	三宅村道における道路構造の技術的基準に関する条例			
御蔵島村	御蔵島村道における道路構造の技術的基準に関する条例			
青ヶ島村	青ヶ島村道路構造条例			
小笠原村	村道における道路構造の技術的基準に関する条例			
		44	35	

事例①



事例②



# アンケート調査結果の概要

令和8年2月13日

自転車通行空間ネットワーク計画調整会議事務局

## (1) 調査目的

各区市町村の抱える課題を把握し、共通する課題については、課題解決の参考となる情報の提供、意見交換を行っていくことを目的に、Webアンケート調査を実施。

(2) 実施期間 令和7年12月2日(火)～令和7年12月12日(金)

(3) 回答数 53市区町村

(4) 主な設問

**共通する課題がみられた質問  
(次頁以降で整理)**

【設問①】 貴団体では、自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画を策定していますか？

【設問②】 今後、自転車ネットワーク計画を策定する予定がありますか？

【設問③】 自転車ネットワーク計画の策定に至らない理由を教えてください。

【設問⑤】 自転車ネットワーク計画の策定又は今後の更新にあたり、課題と考えることがあれば教えてください。

【設問⑦】 貴市区町村道において、過去5年以内に、次の自転車通行空間整備等を行いましたか？

【設問⑨】 自転車道、自転車専用通行帯等を整備するにあたり、工夫した点、課題があったが解決した事例があれば記載してください

【設問⑩】 自転車道、自転車専用通行帯等を整備するにあたり、技術的な悩み、法令解釈上の疑義、知見の不足その他課題と考えていることがあれば記載してください。

【設問⑪】 自転車通行空間の整備に際し、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の通行・利用を意識していますか？

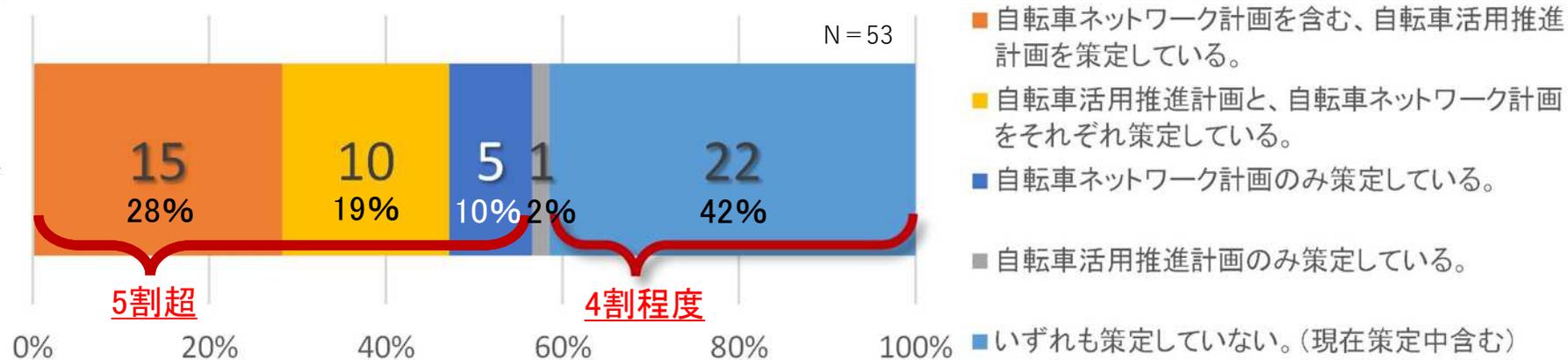
【設問⑬】 自転車利用者に対する交通ルールの広報・指導として、貴区市町村が行っている取り組みをお選びください。

【設問⑭】 自動車のドライバーに対する、自転車の交通ルールの理解促進、自転車の安全安心利用への協力に関する広報・指導として、貴区市町村が行っている取り組みをお選びください。

【設問⑯】 安全安心な自転車利用に関し、本協議会で取り上げて欲しい議題があれば、記載してください。

### 【設問①】 貴団体では、自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画を策定していますか？（一つ回答）

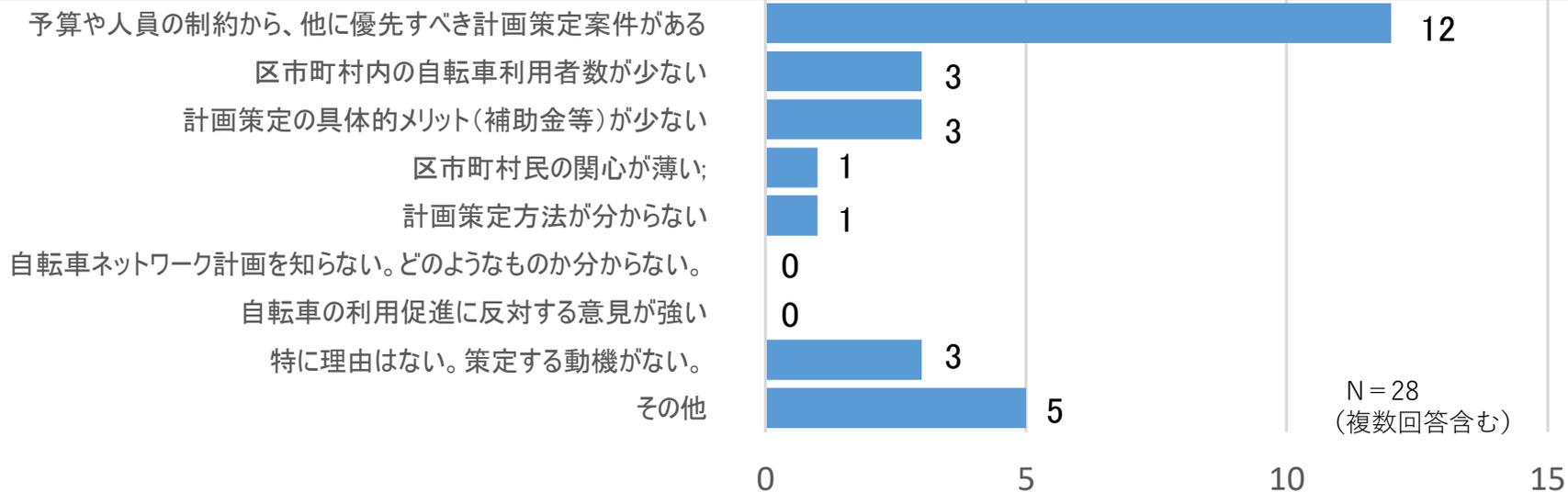
- 自転車活用推進計画、自転車ネットワーク計画のどちらも策定していない自治体は4割程度である
- 一方で、両方または自転車ネットワーク計画のみを策定してる自治体が5割を超える。



※グラフ内の数値は四捨五入しており、合計値が100%にならない

### 【設問③】 自転車ネットワーク計画の策定に至らない理由を教えてください。（複数回答）

- 多くの自治体が「他に優先すべき計画策定案件がある」を理由に策定に至っていない。
- 「自転車利用者数が少ない」や「計画策定によるメリットが少ない」を理由に挙げている自治体は同程度ある。



N = 28  
(複数回答含む)

【設問⑤】 自転車ネットワーク計画の策定又は今後の更新にあたり、課題と考えることがあれば教えてください。

- ・ 計画更新時における、新規路線の追加にあたり、どのような検討を進めていけばよいか、という意見が挙がった。
- ・ また、国道、都道のネットワークとの整合性確保を課題と考えている、という意見が挙がった。

### ■ 主な意見

#### <計画更新時の新たな路線追加に関する課題>

- ・ 整備対象区間が計画期間内に整備完了する見込みである為、**計画改定時において対象路線の追加を判断するにあたっての基礎データ収集に関して**予算の制約下で効率的に行う方法を検討する必要がある。**最新のトレンド、先進事例等を具体的にご紹介いただきたい。**
- ・ 計画更新の際に、**どのような基準で路線追加をおこなっていくかが課題**だと考えている。

【設問⑩】 自転車道、自転車専用通行帯等を整備するにあたり、技術的な悩み、法令解釈上の疑義、知見の不足その他課題と考えていることがあれば記載してください。

- ・ 道路幅員による整備困難、設計・施工における技術的な課題が多く挙げられた。
- ・ 一方で、情報提供による課題や他団体との協議における課題も挙げられている。

### ■ 主な意見

#### <道路幅員が狭く整備が困難>

- ・ **道路幅員が狭く、自転車通行帯幅の確保が困難。**狭小道路での整備例があれば知りたい。
- ・ 道路幅員が狭い、あるいは付加車線等により**普通自転車専用通行帯が部分的に整備出来ず、通行帯の連続性が確保できない。**
- ・ 区道においては、幅員が広い道路が少ないため、**矢羽根の幅を小さくする（45cm幅）**必要が生じている。

#### <関係者協議が難しい>

- ・ （整備には）**十分な幅員が確保できないと指摘を受ける**ことがあり、計画どおり進まない。

#### <その他>

- ・ **区内の整備状況（国道・都道）を情報共有**してほしい。
- ・ **市民からは、自転車道や自転車専用通行帯の整備を望む声**が寄せられているが、車道幅員が狭く整備が困難である。

# 区市町村アンケートを踏まえた共通課題と その対応に関する情報提供

令和 8 年 2 月 1 3 日

自転車通行空間ネットワーク計画調整会議事務局

- 計画更新時の対象路線の追加判断にあたり、基礎データ収集に関して予算の制約がある中で効率的に行う方法を検討する必要がある。
- 計画更新の際に、どのような基準で路線追加をおこなっていくかが課題

## ■ R6ガイドライン PI-20 2.4 1)整備優先度の検討

⇒複数の観点が示されてる。情報を得るデータは無償取得できるものもある。

整備優先度を検討する観点	使用するデータ（例）
<b>A</b> 自転車の利用の広がりや基幹となるルートをつまえた検討	
自転車関連事故が多い区間	交通事故オープンデータ
自転車が多く通行する区間	シェアサイクルデータ* 市販の人流データ 高校生等への経路アンケート
自転車の旅行速度が低い区間	シェアサイクルデータ
学校等の発着需要が多い施設周辺	地図上で計測
<b>B</b> 道路空間の再編を伴う他事業との同時整備の検討	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化</li> <li>・バリアフリー</li> <li>・道路拡幅</li> <li>・地下鉄工事など</li> </ul>	庁内担当部署の事業計画 関連道路管理者の事業計画 占用企業等の事業計画 関連する協議会資料等

★どの観点を優先するかは地域の自転車活用推進計画の基本方針等を踏まえて、判断

予算制約下、チャンスをつ逃さないことが重要

\*入手には、シェアサイクル事業者と協定を結ぶ等の調整が必要

【参考】令和8年1月に国交省より、データ活用手引きが発出されている。

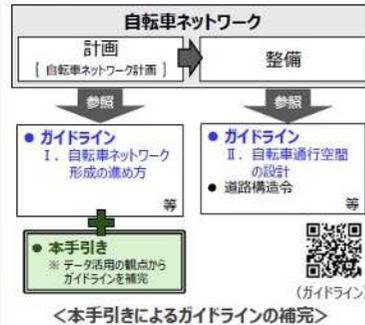
## 「自転車ネットワーク検討におけるデータ活用の手引き Ver1.0」の概要



### 手引きの趣旨

#### 目的

- 地域課題に応じて、アナログ・デジタルを含めた様々なデータを活用しながら、**自転車の利用環境や利用実態等を的確に捉えて、効率的・効果的な自転車ネットワークを検討できる**よう、本手引きを作成
- 本手引きの主な対象者としては、データを戦略的に活用してより**高度に自転車ネットワークの検討を行う地方公共団体の実務担当者**を想定
- 本手引きは、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(R6.6、国土交通省・警察庁)に対し、自転車ネットワークの検討におけるデータ活用の観点から内容を補完



#### 内容

- 本手引きでは、地方公共団体が**自転車ネットワーク路線の選定等を行う際のデータ活用の実践方法等**について記載
- データ活用実践編では、地域課題の設定、必要なデータ、情報の重ね合わせによる地域課題の可視化等について、検討手順に沿って解説
- データ活用実践編で示した自転車ネットワークデータ(BNデータ)の仕様や、自転車プローブデータの概要等について、各編で解説



### 構成・概要

#### 自転車ネットワーク検討におけるデータ活用実践編

- 自転車ネットワーク路線の選定において、アナログ・デジタルデータを活用して、**地域課題を踏まえた検討を実践できる**よう、情報収集、地域課題の設定、地域課題の分析・可視化等について解説
- 優先的に取り組む地域課題(中高生の通学安全等)を示しつつ、各課題に応じて分析に必要なデータやその抽出方法等について具体例を用いて解説



#### 自転車ネットワークデータ (BNデータ) 仕様編

- 自転車ネットワークの路線の位置や各区間の整備形態、整備状況等を地図上で確認できる「**自転車ネットワークデータ(BNデータ)**」の標準仕様を策定
- BNデータは、線(リンク)と点(ノード)で構成され、それぞれに位置や整備形態等の情報を付与
- BNデータは、自転車ネットワークの検討への活用に加えて、地域の合意形成への活用、民間のナビゲーションサービスへの活用等も期待



#### 自転車プローブデータ解説編

- 自転車による移動履歴をGPS等の位置情報により把握できる「**自転車プローブデータ**」について、**データの種類、特性、提供形式**を解説
- 地域課題や施策に応じてターゲットとなる特定の属性(年代・利用目的等)の自転車プローブデータを抽出・把握する方法を解説



入手先：<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/index.html>

- 各区の自転車ネットワーク計画における整備優先順位の定め方を比較すると、交通事故件数、駅までの距離等を指標にしている例が多い。
- 他事業との同時施工などの機会を重視し、期間を分けるケースも多い。
- 全国では、今治市などで、暫定矢羽根設置区間を再改修して、自転車専用通行帯へとグレードアップする計画を進めている事例もある。

## ■ 各区に共通して見られる観点（全体傾向）

### ① 自転車事故発生箇所・安全性向上

事故多発区間の改善や、安全確保を優先

（例：文京区、品川区、世田谷区、渋谷区、北区、荒川区、板橋区、葛飾区）

### ② 駅アクセスの改善

駅周辺300～500m圏（葛飾は1km圏）を重点区域に設定

（例：墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、北区、葛飾区）

### ③ ネットワークの連続性の確保

既存の整備区間同士をつなぐ、国道・都道に接続する区間を優先

（例：中央区、文京区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、北区、葛飾区、江戸川区）

### ④ 他事業との同時施工（道路改修・電線共同溝・都市計画道路など）

道路改修・無電柱化などの関連事業と一体的・効率的に整備できる区間を優先

（例：中央区、江東区、大田区、足立区、江戸川区）

### ⑤ 自転車利用量の多い道路

実利用（人流）を重視して、交通量の多い路線を優先選定。

（例：墨田区、品川区、荒川区、葛飾区）

### ⑥ 都市計画道路を軸にした整備

都市計画道路を骨格として優先。大規模改築に伴い、幅員を確保しやすいのも背景

（渋谷区、足立区、江戸川区）

## ■ 暫定車道混在の改築例

（今治市\*）



全幅15m  
歩道と植栽を縮小し、  
自転車専用通行帯を整備



\*自転車利用環境向上会議 in名古屋への今治市提供資料を基に作成

- 幅員の狭い道路が多く、自転車専用通行帯幅の確保が困難である。狭小道路での整備例があれば知りたい。
- 幅員が広い道路が少ないため、矢羽根の幅を小さくする必要があると考えている。



R6年ガイドライン改正における、矢羽根型路面表示の考え方の修正を踏まえ、適宜対応

## ■ R6ガイドライン PII-6 1.2 3) 矢羽根型路面表示

H28 ガイドライン	R6 ガイドライン
1.1.4 道路標識・道路標示、看板・路面表示等 2) 带状路面表示及び矢羽根型路面表示 ・ <b>矢羽根型路面表示は</b> 、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、 <b>自転車通行空間を実質的に確保するため</b> 、歩道のある道路にあっては、矢羽根型路面表示の右端が路肩端から1.0m以上の位置となるように、歩道のない道路にあっては、原則として、矢羽根型路面表示の右端が車道外側線から車線内1.0m以上（ <b>現地の交通状況に応じて0.75m以上とすることもできる</b> ）離れた位置となるように設置するものとする。	1.2 道路標識・道路標示、看板・路面表示等 3) 矢羽根型路面表示 ・ <u>自転車と自動車が同一の通行空間を共用する</u> 車道混在区間や交差点及び交差点付近のように自動車と自転車の動線が交錯する箇所等で、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバー双方に示す必要がある場合には、 <u>矢羽根型路面表示を用いるものとする</u> 。 ・ 矢羽根型路面表示は、歩道のある道路にあっては、矢羽根型路面表示の右端が車道端から1.0m以上（路肩の一部または全部が通行の用に適さない状態である場合は、その部分を除く）の位置となるように、歩道のない道路にあっては、原則として、矢羽根型路面表示の右端が車道外側線から車線内1.0m離れた位置となるように設置するものとする。

共用と明記

→ 矢羽根で示す空間と自動車の通行空間は共用して問題ないことを記載していなかった。



# 課題③ 狭い2車線道路における自転車専用通行帯の設置方法 【資料9-2】 5

- 幹線道路においても幅員の狭い道路が多く、自転車専用通行帯幅の確保が困難。
- 付加車線等により自転車専用通行帯が部分的に整備できない。
- 市民からは自転車道等を望む声があるが、幅が狭く整備が困難であることが悩み。

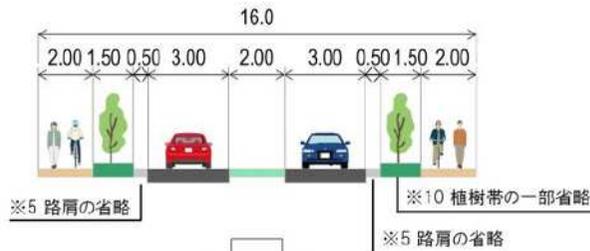
## ■ R6ガイドライン PI-14 2.3 2)②整備可能性の検討

## ■ 井ノ頭通り(w=14m)の整備例

写真出典: 令和4年度の当会議資料より

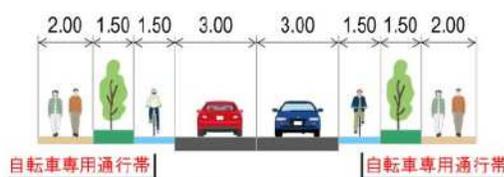
【単路部】

現況



再配分後

(一般部)

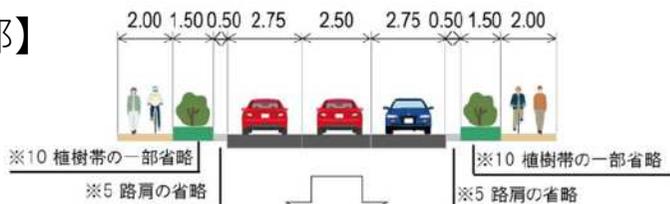


(停車帯部)



【交差点部】

現況



再配分後



幅員16m以下でも再配分した事例はある。

幅員16mまでの再配分イメージは示されている。

